

# 國學院大學學術情報リポジトリ

安倍頼時追討の真相：  
永承六年～天喜五年の状況復元

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野中, 哲照, Nonaka, Tessho メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000170">https://doi.org/10.57529/00000170</a>

# 安倍頼時追討の真相

—— 永承六年～天喜五年の状況復元 ——

野中哲照

## 一 はじめに

歴史上、前九年合戦ほど実態解明の難しい事件はない。同時代の記録がほとんど伝存しておらず、『扶桑略記』『百練抄』『帝王編年記』など後世の編纂史書に依拠するにしても相互の不整合が著しい。一方で、康平七年の三文書（『頼義奏状』『義家奏状』『帰降者移遣太政官符』）のような同時代の史料が存在するものの、これらにも文献上の瑕瑾（誤写や文意不通箇所や成立年次の不透明さ）があったり、強烈な源氏寄りの主張が盛り込

まれていたりして、前九年合戦の実態を解明する史料としては敬遠されてきた。その結果として、従来の歴史学は、あてにならないことを半ば承知で『陸奥話記』やその影響を受けた後世の歴史叙述によって前九年合戦像を構築せざるをえなかったのである。

本稿で問題にするのは、前九年合戦時の安倍頼時追討の真相である。諸記録によってその伝える内容が異なるのは、合戦後に頼時追討の歴史像が歪曲される時代相（おもに十一世紀後半）の影響を受けたためなのだろう。史実に近い記録と、歪曲された記録とが結果的に並存してしまい、現在みられるような

混乱や不整合といった状況になっているようだ。それを解決するのが、本稿の目的である。

複数の拙稿にまたがる問題意識を言えば、前九年合戦の実相を解明することも、『陸奥話記』や『今昔』前九年話の虚構性の質を明らかにすることも、重要なことである。両方を同時に解明する姿勢で臨まなければ——事実を起点として物語へと向かう〈指向〉を窺わなければ——この問題は解決しないのである。もつれた糸を解きほぐしてゆくには、この時代に、どのような〈指向〉が飛び交っていたかを窺う必要があるということだ。別稿で述べるように、編纂史料の中でも、『扶桑略記』は伝記・物語類を貪欲に取り込む傾向が強い。それゆえ物語たる『陸奥話記』との共通点も多いのだ。頼時追討事件の真相解明のためには、『扶桑略記』や『陸奥話記』を——全否定するわけではないもの——やや遠ざけて扱う必要がある。そして、錯誤を含んだり虚構化の影響を受けたりしているものとするうでないものを選び分け、個々の記述ごとに丹念に吟味してゆく必要がある。

## 二 安倍頼時追討にかんする史料の混乱状況とその整理

頼時追討にかんする史料として、表1に示した十一の記録が現存している。すべて後世の編纂史料で、同時代のいわゆる一等史料はない。それゆえか、史料間で、年月日、事件の経緯などの点で、混乱がみられる。

### 1 合戦経緯の大局的整理

次項以降で詳細な検討に入るための前提として、まずは十一の史料を大局的な観点から整理しておきたい。

表1の下段欄外に整理したように、⑧『十三代要略』の「官符に依て殺戮す」、⑨『扶桑略記』の「合戦の間、頼時、流れ矢の中る所と為り…死し了ぬ」、⑩『帝王編年記』の「合戦。頼時、流れ矢に中りて死す」だけを見ると、この天喜五年（一〇五七）の合戦のみで安倍頼時が敗死したかのように読める（『陸奥話記』もそうである）。しかし一方で、①『十三代要略』の「敗る」、②『帝王編年記』の「合戦す」、③『百練抄』

安倍頼時追討の真相

【表1 安倍頼時追討にかんする史料】

〔凡例〕 ◎：日付も内容も正しい △：内容は正しいが本来は前年のことか ∇：日付は正しいが内容に虚構や錯誤を含むか（傍線部は、その不審部分）

頼時死去を7.29と明示		同じ日付、類似の内容									
⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	番号
年月日											史料 評価
天喜五年（二〇五七）九月二十二日条		天喜五年（二〇五七）九月二日条	天喜五年（二〇五七）八月廿日条		天喜五年（二〇五七）八月十日条	天喜五年（二〇五七）八月三日条	天喜四年（二〇五六）十二月二十九日条	天喜四年（二〇五六）十二月十七日条	天喜四年（二〇五六）八月三日条		
▽	▽	▽	◎	◎	◎	△	▽	◎	▽	◎	
諸卿、陸奥守頼義の言上せし「俘囚安倍頼時、去んぬる七月廿六日合戦の間、矢に中りて死去せし事」を定め申す。官使を遣はして実否を実検せらるべしと云々。	合戦。頼時、流れ矢に中りて死す。余党、未だ散ぜず。	鎮守府將軍源頼義、俘囚安倍頼時と合戦の間、頼時、流れ矢の中る所と爲り、鳥海柵に還りて死し了ぬ。但し、余党、未だ服せず、仍て重ねて国解を進行、官符を賜りて、諸国の兵士を徵発し、兼ねて兵糧を納め、悉く余党を誅せんことを請ふ。	陸奥解状に云はく、「俘囚頼時、官符に依て殺戮す」と云々。	前陸奥守頼義、頼時を追討すべき由、官符を下さる。	前陸奥守源頼義、俘囚安倍頼時を襲ひ討つ間、東山・東海両道の諸国に官符を給ひ、兵糧を運び充たすべき事、公卿、定め申す。又、官使の太政官の史生紀成任・左弁官の史生惟宗資行等を下し遣はす。	陸奥守源頼義朝臣、俘囚頼時と合戦し、官軍、力を得て、凶賊、傷有り。	源頼義、更に陸奥守に任ず。征夷の爲なり。陸奥守良綱、兵部大輔に遷任す。	諸卿、前陸奥守源頼義、俘囚頼時と合戦の間の事を定め申す。	前陸奥守兼鎮守府將軍源頼義、安倍頼時を追討すべき由、官旨を下され合戦す。	陸奥守源頼義、俘囚安倍頼時と合戦す。頼時、敗る。	記事内容
百練抄	帝王編年紀	扶桑略記	十三代要略	帝王編年紀	扶桑略記	諸道勘文	百練抄	百練抄	帝王編年紀	十三代要略	史料名
↑ 頼時死去の明確な表現 (殺戮、死、死去)			↑ 頼時死去とまで明示していない表現 (敗る、追討すべき、合戦、征夷の爲、襲ひ討つ)								

の「合戦の間の事を定め申す」、④『百練抄』の「征夷の為」、⑤『諸道勘文』の「凶賊、傷有り」、⑥『扶桑略記』の「襲ひ討つ間」、⑦『帝王編年記』の「追討すべき由」をみると、安倍頼時はただ一度の合戦で敗死したのではなく、一定の紛争期間を経て死去したかのようにも見える。とくに、①「敗る」や⑤「傷有り」は、死去を意味するものではない記事として看過できない表現だろう。これら十一點の記録の混乱状況については次項以降で詳細に検討してゆくが、実際に天喜四年から同五年にかけての二年間の紛争であった可能性が高いというところだろう。史実として一度の合戦で頼時が敗死したのなら、「敗る」や「傷有り」と記した史料が残るはずがない。

## 2 年月日の混乱状況の整理

さてここから本格的に混乱状況を整理してゆくが、まず目につくのが、十一點の記録の多くが八月〜九月に集中していることである。たとえ二年ごしの紛争であったとしても、勃発時も終結時と同じ季節であったなら、後世の記録上の混乱や錯誤が起きやすかろうと思われる。そのことを、まずは想定しておくべきだろう。

日付の中でとくに注目すべきなのが、①②の「八月三日」と④の「八月三日」の一致である。前者が天喜四年、後者が同五年の記述であるのだが、記事内容は①②③のいずれもが安倍頼時の死去にまで言及するものではなく、ただ「合戦」し、頼時が「敗」れ、「傷」を受けたというもので、類似の内容なのである。このことから、この①②④はじつは同一事件の記事であって、文献の主観的・恣意的な編集や数次の転写を挟んで、天喜四年と同五年に分かれてしまった可能性を疑う必要がある。

この事象と合わせて考えるべきことは、①『百練抄』に、安倍頼時の死去を天喜五年七月二十六日と明記している点である。この日付は虚構すべき意味（誰かを正当化したり貶めたり）もなさそうであるから、史実と考えてよいだろう。安倍頼時の死を天喜五年（一〇五七）の七月二十六日のことだとすると、その年の八月に源頼義と安倍頼時とが合戦しているなどということはいえないことになる。この考えによって、⑤は天喜五年のことではなく、本来は天喜四年の記事であったのだろうと修正することになる（⑥⑦も八月だが、この問題については後述）。つまり、源頼義と安倍頼時が「合戦」し、頼時が「敗」れ、「傷」を受けたのは、天喜四年八月三日の合戦だと考

えられる。

史実として天喜四年のことであったことが、記録上、翌天喜五年のことに書き換えられてゆくプロセスは、おそらく概括化の意識によるものと考えられる。すべての記録は後世の側から結果論的に記されるわけで、ここでいうと源頼義と安倍頼時の最終決戦（天喜五年）のほうに照準が合わせられやすい。実際には二年間の合戦であったとしても、後者・天喜五年の側に寄せてまとめられる傾向があるだろうということである。中国地方の戦国軍記の例だが、史実では大内義隆を陶晴賢が討ち、陶を毛利元就が討った（二段階）のだが、結果的に毛利の平定が語られればよいので間の陶の存在を消して、毛利が大内を直接討った（一段階）かのようにまとめて叙述してある軍記もある（『中国太平記』）。

また、前項1で述べたように、この戦いが二年間のいくさであったとすると、その二年目に当たる天喜五年の七月二十六日（日付は①『百練抄』による）に頼時が死去したと考えることになる。これについては、次項3で詳述する。

### 3 一年目の負傷、二年目の死去

前々項1で把握した二年間の大局的な流れと、前項2で整理した年月日の問題を合わせ、ここでは天喜四年から五年にかけての合戦がどのように展開したのかの復元を試みる。1で注目したように、⑤の「傷有り」の記述の意味は軽くない。表現行為に至る認知・認識を想定してみると、かすり傷程度の負傷を「傷有り」などと記録して都に報告することは、まずありえない。公的な記録に「傷有り」などと記すということは、致命傷か、さもなくば後遺障害の残る大けがであった可能性が高いと考えるべきだろう。それに、『諸道勸文』は、史料価値としてもけつして低くない。『諸道勸文』は平安末期の編集と考えられており（『群書解題』、是沢恭執筆）、大学寮に属する四道（紀伝道・明経道・明法道・算道）、陰陽寮に属する三道（陰陽道・暦道・天文道）、典葉寮に属する一道（医道）の計八道の博士に命じて、提出させた文書である。ゆえに、時代的に見ても、文書の性格から見ても、転写段階の錯誤はありうるにしても、虚構性や捏造はないと考えてよいだろう。ただし、『諸道勸文』の長治三年（一一〇六）正月三十日の彗星にかん

する勘文に含まれるかたちで当該記述が存在するので、事件から半世紀後の転載的な記録ゆえに、天喜四年↓天喜五年の錯誤が生じたのだろう。①の「頼時、敗る」の記述を合わせて考えてみても、天喜四年八月三日の合戦は、安倍頼時が負傷して敗走した内容であったのではないかと考えられる。

ここで二つの考え方を提示する。

その第一（Aの考え方と呼ぶ）は、天喜四年八月三日の合戦で安倍頼時が負傷し、翌五年の七月二十六日（⑩『百練抄』）の合戦で矢に当たって死去したという常識的な考え方である。安倍頼時は、一度目は負傷、二度目は討死ということで、二戦二敗したと考えることになる。

第二（Bの考え方と呼ぶ）はやや大胆なもので、天喜四年八月三日の合戦で安倍頼時が負傷したところまでは変わらないものの、二度目の合戦はなかったとする考え方である。その根拠は、⑨『扶桑略記』の「頼時、流れ矢の中る所と為り、鳥海柵に還りて死し了ぬ」である（『陸奥話記』にも「頼時流矢の中る所と為り、鳥海の柵に還りて死せり」の表現あり）。つまり、負傷した戦場と最期の地が別々であるという伝承ないしは情報が根強く伝えられていたのではないか（後述）。この考え方を採るとすれば、安倍頼時は天喜四年八月三日の合戦で

流れ矢に当たって負傷し、鳥海柵に戻り、翌五年七月二十六日にその傷が元で死去したという流れになる。

もう一つの根拠は、頼時に当たった矢を「流れ矢」（⑩⑪）とか、たんに「矢」（⑩）とのみ記していて、誰それが討ったとは明示していない点である（『陸奥話記』に従うとすれば、安倍富忠勢の中の兵ということまで絞り込めるが）。矢を射た者の名が明確であれば、論功行賞が発生する。そのために、後述するような官使の実検も受けなければならない。そこまで嘘を押しとおす自信がなければ、「流れ矢」に留めておこうとする微妙な判断も働きそうだ。それに、頼時最期の地こそ鳥海柵と明示されるものの、どこで負傷したのかも不明なのである。あるいは、『陸奥話記』に記すように安倍富忠勢が「矢」を射た主体であったとすれば、源氏の勲功でないゆえに隠蔽する意図があったか、あるいは結果論的に頼時死去の天喜五年のほうに照準が合わせられやすいので、天喜五年の合戦で頼時が流れ矢に当たったことにされてしまったという見方である。

頼時負傷の戦場も不明、頼時を射た主体も不明で、①『十三代要略』や⑤『諸道勘文』の記述がもし伝存していなければ、一度目の合戦はその存在さえ掻き消されそうなのである（それが、二度の合戦を一度にまとめた現存『陸奥話記』の姿）。そ

れほどに、鳥海柵での頼時死去のほうに概括・一本化されそうな史料上の趨勢が、たしかにある。だからこそ逆に、一本化されずに残ってしまった①や⑤は貴重なものというべきだろう。

以上のようにA・B二つの考え方を提示したうえで、現段階では、Bを是とすべきだと考えている。というのは、先に、「二度目（天喜四年）は負傷、二度目（天喜五年）は討死」とまとめたものの、二度目も即死ではなく鳥海柵に戻ってからの死去だとすれば、安倍頼時の負傷という事実が二度あることになるからである。重複感があるのである。わざわざ⑤「傷有り」と記されるほどの重い傷を負っているながら、その翌年も戦場に出て前線「流れ矢」が当たるような位置で戦っていたのかという疑問もある。

#### 4 宣旨・太政官符（公認）の時期

源頼義が安倍頼時を討つことについて、宣旨や太政官符のよいうな公認が与えられた時期は、いつのことなのだろうか。史料上の表現としては、②天喜四年八月三日条「宣旨を下され合戦す」、⑥天喜五年八月十日条「東山・東海両道の諸国に官符を

給ひ、兵糧を満たすべき事」、⑦同上「頼時を追討すべき由、官符を下さる」、⑧天喜五年八月二十日条「俘囚頼時、官符に依て殺戮す」がある。②のみ「宣旨」で、⑥⑦⑧は「官符」である。この件について「宣旨」（天皇の独断）はありえないだろう。

時期についても、②のみ天喜四年のことで、⑥⑦⑧は天喜五年のことである。②と⑦はいずれも『帝王編年記』の記事で、どちらも八月のことであるから、史実としては同一事案で、それが文献上、天喜四年説のものと天喜五年説のものに分かれ、別々のルートから『帝王編年記』に採りこまれて②⑦というかたちで重出したのではないだろうか。

さて、ここから吟味に入るが、頼時追討の公認が天喜四年八月の段階で出ていたとするのは、早すぎる。その根拠は、③の『百練抄』である。「諸卿、前陸奥守源頼義、俘囚頼時と合戦の間の事を定め申す」とあるように、天喜四年十二月の段階でも、朝廷は方針を確定していなかったふしがある。こちらの「諸卿」による審議のほうが虚構・錯誤で、「宣旨」のほうが史実であるなどということは考えにくい。太政官符ではなく「宣旨」などという非現実的（物語的）な表現からみても、②の「宣旨を下され」は後世の認識が混入したものでしょう。

すると残るは、⑥⑦の天喜五年八月十日条、⑧の八月二十日条ということになる。じつは、前者と後者は矛盾しない。⑥⑦(八月十日条)には官符を下されたというところまでの記述しかないのにたいして、⑧は頼時を「官符」によって「殺戮す」ところまで記されているのである。八月十日に頼時追討の「官符」が陸奥国に向けて発せられ、それと入れ替わりに七月二十六日(『百練抄』)に頼時が死去したとの報が八月二十日に都にもたらされたということだろう。

ある想定を試みる。太政官符(公認)を得てから頼時追討を行いたいという願いが源頼義側にあったため、かりに七月二十九日の頼時死去を源頼義が知つていながら隠蔽し、頼時追討の官符を要求したとする。その考えが成立するためには、七月二十六日から八月十日までの約二週間、使者が陸奥国から都に走らなければならない。そのこと自体には、おそらく無理はない(『延喜式』に記されている二十五日間という日数は東山道・出羽を経由するもので、参考にならない)。しかし、鳥海柵で頼時が死去したのが七月二十六日であるから、その報が陸奥国府多賀城に届くまで数日かかっただろうし、太政官符を下すまでに審議の時間も必要なのだから、実際に使者が走る事ができるのは二週間よりも短くなる。都にこの報がもたらされ

たのが八月二十日(⑧)であるのは、やや時間的に隔たつていようにもみえるが、それは鳥海柵内で起きた頼時死去という事実が陸奥国府多賀城にもたらされる時間を考えれば、ごく自然だともいえる。そう考えると、頼義が陰謀によって頼時死去を隠し、平気な顔をして太政官符を申請したということはないさうである。おそらく頼義は六月ごろに頼時追討の太政官符を申請していて、たまたま八月十日にそれが都から発せられたということなのだろう。ゆえに、結果的には太政官符が発遣された八月十日の時点で、安倍頼時はすでに死去していたということになる。いわゆる、行き違いである。

源頼義が後付けで⑧「俘囚頼時、官符に依て殺戮す」と国解によって報告したとすれば、頼時死去を、頼時追討完遂と作為して報告したことになるが、それは考えにくい。その理由の第一は、安倍氏追討の官符が八月十日に都を出て、八月二十日以前に陸奥国府に到着するのは難しいのではないかと考えられるからである。第二は、前年の①「敗る」、⑤「傷有り」のような記録が都に伝わっているのであるから、事実を隠蔽して報告するなどということは、難しいのではないか(作文上の作為はありうるとしても)。

なお、「宣旨」や「官符」の表現以外にも、④「征夷」、⑤

「官軍」「凶賊」のような表現もあるが、これらも結果論的な視座から決めつけた表現が氾入したものでらう。

## 5 二度の官使

⑥『扶桑略記』に「官使の太政官の史生紀成任・左弁官の史生惟宗資行等を下し遣はず」とあり、⑩「官使を遣はして実否を实検せらるべしと云々」とある。その記事内容どおり、⑥は天喜五年八月十日に、源頼義と安倍頼時の合戦の内実を確認するために官使が発遣されたのであろう。八月三日に陸奥国からの合戦の報が都に入ったのは間違いないだろうから（①および修正した⑤）、それから七日後に官使発遣が決定されたと考えることになり、流れとして自然である。一方、⑪も記事内容どおり天喜五年七月二十六日の安倍頼時の死去を受けてその報告が都に八月中旬ごろもたらされたと考えられ（⑧）によれば八月二十日）、それについての官使発遣が九月二十二日に決定されたとということになる。

このように二度の官使発遣が記録上存在するが、史実としても一度目は合戦再発の報を受けての天喜五年八月のもの、二度目は安倍頼時死去の報を受けての天喜五年九月のもので、それ

ぞれ別のものであると考えられる。

## 6 鳥海柵での頼時死去の信憑性

安倍頼時の最期の地は、鳥海柵であったのか。これは⑨『扶桑略記』の記すところで、『陸奥話記』も同じである。頼時が別の場所死去したのに、それを鳥海柵だと虚構する意図（誰かを正当化したり貶めたり）は考えにくいことから、これについては事実と認めてよいのではないだろうか。

『陸奥話記』では、頼時死去のところだけでなく、もう一度、鳥海柵がクローズアップされている。康平五年（一〇六二）、小松柵や衣川柵を破って北進し、鳥海柵に入ったのである。そこで頼義と清原武則が会話するのだが、その時、頼義は、「頃年、鳥海柵の名を聞きて、其の体を見ることが能はず」と言う。永年、遠くから想うばかりで実見することはなかった、と語っているのである。この特別な感慨は、前半部の頼時最期の地としての存在感が鳥海柵に染み付いていたからではないだろうか。

7 天喜四年八月三日(一年目)の戦場

頼時が負傷した戦場については、『陸奥話記』を排除するか採用するかで、二通りの考え方ができる。

第一の考え方は『陸奥話記』を排除して編纂史料のみで考えた場合である。頼時最期の地が史実として鳥海柵であった(⑨『扶桑略記』を採用)とすれば、北に拠点を持つ安倍頼時が南下して源頼義と合戦し、そこで負傷して鳥海柵に「還りて」死去したのだろう。すると、天喜四年八月三日の戦場は、鳥海柵よりは南だということになる。康平七年『頼義奏状』によれば、頼義は天喜元年(一〇五三)に鎮守府將軍に任じられているので、天喜四年の時点でも、鎮守府胆沢城に日常的に入ることのできる立場にあったと考えられる。『陸奥話記』の天喜三年とおぼしき場面でも、「府務を行はんが為に、鎮守府に入り、数十日経回するの間、頼時首を傾けて給仕し、駿馬金宝の類、悉く幕下に献じ、兼ねて士卒に給ふ」とある。この時期の安倍頼時が奥六郡から出て南下していたとも考えにくいので、天喜四年八月三日の合戦は胆沢城周辺で勃発したのではないかとする考え方が、まずは成り立つ。

第二の考え方は、『陸奥話記』の頼時最期の場面に一定の史実が含まれているという立場を採った場合である。『陸奥話記』の頼時追討記事は次のとおりである。

天喜五年秋九月、国解を進りて頼時を誅伐するの状を言上して称く、「①臣、金為時・下毛野興重等をして奥地の俘囚に甘説せしめ、官軍に与せしむ。是に於て、鉦屋・仁土呂志・宇曾利、三郡の夷人を合して、安倍富忠を首と為して、兵を發し為時に従はんとす。②而して頼時、其の計を聞きて、自ら往きて利害を陳べんとするも、衆は二千人に過ぎず。富忠、伏兵を設けて之を險阻に撃ち、大いに戦ふこと二日。頼時流矢の中る所と為り、③鳥海の柵に還りて死せり。④但し余党は未だ服せず。請ふ、官符を賜りて諸国の兵士を徴發し、兼ねて兵糧を納れ、悉く余類を誅せんことを。官符を賜ふに随つて兵糧を召し、軍兵を發せん」と。ここには、次の四か条の事実が記されている(①～④は右の引用文の丸数字と対応している)。

①源頼義が、金為時・下毛野興重に命じて北奥三郡の夷人を取り込み、安倍頼時の奥六郡を南北から挟み撃ちしようとしたこと。

②その動きを察知した安倍頼時が「利害」を述べようと

(説得しよう)と二千の兵を連れて北の安倍富忠のところへ赴こうとしたところ、安倍富忠軍が「嶮岨」でこれらを攻撃し、二日間の戦いで頼時に矢を負わせた。

③ 頼時は、鳥海柵に戻って死去した。

④ 余党(貞任ら)の追討についても、源頼義は太政官符の発給を申請した。

波線部のように「天喜五年秋九月」と冒頭に記されると、右の四か条はすべて天喜五年九月のことであるかのように読める。しかし、前項2・3で検討したように実際には天喜四年、五年の二年間のことであったとすれば、①②は天喜四年のこと、③④は同五年のことだと修正されることになる(ここでは物語の表現主体の意図とは無関係に、物語を起点としてそこから史実を探りうると考えた場合の想定)。すると、①②にあるように、安倍頼時はおそらく北奥(青森県の東部)の安倍富忠のもとに向かおうとした「嶮岨」で射られたことになる。奥六郡の北部(盛岡市周辺)から「鉤屋・仁土呂志・宇曾利」に至る途中の「嶮岨」ならば、奥州街道(国道四号線)沿いの青森県二戸郡一戸町あたりがその候補となろう。

このように、安倍頼時が「鳥海柵」に戻って死去したといっても、南の地から戻ったのか、北の地から戻ったのか、での違

いが生じる。その二案を提示したうえで、後者(北)が妥当だと考える。その根拠は、⑤『諸道勘文』の「官軍、力を得て、凶族、傷有り」である。「力を得て」とは、援軍や加勢を得たということだろう。その記述と『陸奥話記』の安倍富忠勢の存在は符合する。偶然の一致ではあるまい。また、『陸奥話記』の虚構の性質から考えて、ありもしない記事を白紙の状態から捏造することはないように思われる。何らかの先行する記述が存在していて、それに改変を加えるような性質の虚構なのではないか。そう考えると、右の①②の経緯について、天喜五年とあるのを同四年と修正して、その内容については事実が伝えられたものと考えられることになる。すなわち、頼時負傷の地(一年目の戦場)は、奥六郡よりも北となる<sup>3)</sup>。

### 三 二年間の合戦の経緯の復元

天喜四年、五年の安倍頼時追討の経緯を、前節に従って年表ふうに整理すると、表2のようになる。

最後まで確定しがたいところは、第三節第2項で述べた「一年目の負傷、二年目の死去」のうちの二年目の実態である。二年間の紛争であることはほぼ間違いないと思われ、一年目の合

【表 2】安倍頼時追討の経緯（復元）

天喜五年 (1057)		天喜四年 (1056)		年	月 日	内 容	根拠
十月下旬	右の官使が陸奥国府に到着。	十二月二十九日	源頼義を二期目の陸奥守に任じることが決定される。奥六郡の鎮定の目的で。		一月（三月ごろ）	高階経重が新任国司として陸奥国に下向したが、源頼義と安倍氏の交戦状態を見て上洛し、陸奥守を辞任。	野中（二〇一六 b）
九月二十二日	朝廷で右の件が審議され、実否を確認するために官使を派遣することが決定される。	十二月十七日	朝廷で、源頼義と安倍頼時との合戦の取り扱い（正当性）について審議される。		四月（六月ごろか）	経重の辞任を受けて、藤原良綱を陸奥守に任じたが、下向せず。さらなる後任選びは、膠着状態になったか。	『百練抄』からの推定
九月二日	安倍頼時追討の報が、都にもたらされる。それを知らせる国解には、余党誅伐許可の申請も含まれていた。	八月三日	安倍頼時が源頼義配下の安倍富忠勢と奥六郡より北の地で合戦し、負傷。その後、鳥海柵に戻る。		五月（七月ごろか）	源頼義が、北奥の安倍富忠らを味方に引き入れ、南北から挟み撃ちにして奥六郡の安倍氏滅亡を画策したか。	左からの逆算式の推定
八月下旬	安倍頼時追討の官符が、陸奥国府に到着。	八月十日	安倍頼時死の報が、陸奥国府多賀城に伝わるか。		八月三日	源頼義が、北奥の安倍富忠勢と奥六郡より北の地で合戦し、負傷。その後、鳥海柵に戻る。	『十三代要略』『諸道勘文』『陸奥話記』
八月二十日	源頼義、陸奥国の解決によって、安倍頼時を官符に従って追討したと報告。その使者が、陸奥国府を出発。	七月二十六日	鳥海柵に戻っていた安倍頼時、死去。		十二月二十九日	源頼義を二期目の陸奥守に任じることが決定される。奥六郡の鎮定の目的で。	『百練抄』
八月十日	安倍頼時追討のために、陸奥国府に応援の兵糧を送達すべき太政官符が、東山・東海両道の諸国に下される。官使が都を出発する。	六月ごろ	源頼義が、安倍氏追討を再開させる前に、追討の太政官符を申請する。		一月	正月除目において、源頼義が二期目の陸奥守に任命される。	右からの推定
八月上旬か中旬	安倍頼時死去の報が、陸奥国府多賀城に伝わるか。	一月	正月除目において、源頼義が二期目の陸奥守に任命される。		六月ごろ	源頼義が、安倍氏追討を再開させる前に、追討の太政官符を申請する。	左からの逆算式の推定
八月上旬	右の官使が陸奥国府に到着。	七月二十六日	鳥海柵に戻っていた安倍頼時、死去。		七月二十六日	鳥海柵に戻っていた安倍頼時、死去。	『百練抄』
八月上旬	右の官使が陸奥国府に到着。	八月十日	安倍頼時死の報が、陸奥国府多賀城に伝わるか。		八月十日	安倍頼時死の報が、陸奥国府多賀城に伝わるか。	右からの推定
八月上旬	右の官使が陸奥国府に到着。	八月二十日	源頼義、陸奥国の解決によって、安倍頼時を官符に従って追討したと報告。その使者が、陸奥国府を出発。		八月二十日	源頼義、陸奥国の解決によって、安倍頼時を官符に従って追討したと報告。その使者が、陸奥国府を出発。	『十三代要略』
八月上旬	右の官使が陸奥国府に到着。	八月下旬	安倍頼時追討の官符が、陸奥国府に到着。		八月下旬	安倍頼時追討の官符が、陸奥国府に到着。	八月十日条からの推測
八月上旬	右の官使が陸奥国府に到着。	九月二日	安倍頼時追討の報が、都にもたらされる。それを知らせる国解には、余党誅伐許可の申請も含まれていた。		九月二日	安倍頼時追討の報が、都にもたらされる。それを知らせる国解には、余党誅伐許可の申請も含まれていた。	『扶桑略記』『帝王編年記』
八月上旬	右の官使が陸奥国府に到着。	九月二十二日	朝廷で右の件が審議され、実否を確認するために官使を派遣することが決定される。		九月二十二日	朝廷で右の件が審議され、実否を確認するために官使を派遣することが決定される。	『百練抄』
八月上旬	右の官使が陸奥国府に到着。	十月下旬	右の官使が陸奥国府に到着。		十月下旬	右の官使が陸奥国府に到着。	右からの推定

戦（八月三日）で頼時が負傷したのも確実だろう。問題は、二年目の七月二十六日に実質的な合戦があったのか、なかったのか、そこだけである。現存の編纂史書の混乱状況については、陸奥国府多賀城にいた源頼義が自らの功績を誇大に見せるための作為的な報告をした可能性や、たとえ正確に報告がなされていたとしても、都側で概括化の意識によって二年目のほうに重点を置いたまともかたをした可能性を考えることによって、解決をはかった。官使が実検するのであるから、いい加減な報告（国解）はできないだろうとの異論もあるかもしれないが、康平七年の『頼義奏状』『義家奏状』をみると、自らの立場を利用するために、大きな嘘と言えない程度の表現上の作為なら平然と行われていたようでもある。現段階では、二年目の七月二十六日の合戦はなかったと考えて、表2を作成した。

#### 四 天喜元年～三年の状況をどう読むか

前節で「二年間の紛争であることはほぼ間違いないと思われる」と述べたが、それは天喜四年～五年の交戦状態とも言えるレヴェルの紛争のことである。それ以前に、摩擦や緊張状態もあったはずである。本稿で検討対象にしている二年間より少し

前の、天喜元年～三年の状況をどのように読めばよいだろうか。

前から時間を追うと、源頼義は永承六年（一〇五二）に陸奥守に任じられ、二年後の天喜元年（一〇五三）に鎮守府將軍の兼任を命じられている（康平七年『頼義奏状』）ので、陸奥下向の当初から征夷が目的だったのではないかと考えられる（野中（二〇一六c））。『陸奥話記』冒頭にある藤原登任と安倍氏との合戦が完全な虚構だとまでは言わないが、もし本格的な交戦状態であったのなら『頼義奏状』のような二段階の任命ではなかったはずだ。鬼切部合戦というものが、本当にあったのか、あったとしてもどの程度の規模であったのかを疑ってみる必要があるはしまいか。『陸奥話記』は、無能な藤原登任と有能な源頼義という対照構図で語り起こされている物語であることを忘れてはなるまい。

永承七年（一〇五二）五月六日の大赦によって、安倍頼良が安倍頼時へと改名したという逸話は、都の情勢と結びついているので、いい加減な虚構ではあるまい。

かくして——着任以前の紛争の激しさの程度については不明だが——頼義着任後の永承六年～七年はほぼ平穏であったと考えてよいのだろう。

そして、天喜元年（一〇五三）に頼義が鎮守府將軍に任じられていたので、この年に情勢が変化し始めたと考えてよいだろう。『陸奥話記』に「任終るの年、府務を行はんが為に、鎮守府に入り、数十日経回するの間、頼時首を傾けて給仕し」とある部分は、当時の状況を忠実に反映した背景的な表現（嘘をつくことができない非虚構部分）だと考えられる。奥六郡は独立国家のような状況ではなく、頼義は鎮守府將軍に入ることができたということである。『後三年記』（10正経・助兼の援護）でも、兵藤大夫正経と伴次郎兼仗助兼の二人が胆沢郡の「検問」のために真衡館（衣川館か）周辺に入っている。ここで考えられる摩擦とは、要するに税取の取り分に関することだろう。『陸奥話記』で、藤原経清が「白符を用ふ可し、赤符を用ふ可らず」と言ったような状況のことである。あるいは、少しのちの時代になるが、藤原基衡が藤原頼長からの年貢増額要求をはねつけた（『台記』仁平三年（一一五三）七月十四日条）というような類の摩擦だろう。安倍氏の側が勢力を付けて国府の要求に応じなかったとみることもできるし、逆に源頼義が理不尽なほどに要求を増大させたと考えられることもできる。康平七年『頼義奏状』『義家奏状』から読み取れる頼義・義家の厚かましいほどの強引さからすると、後者の可能性が高いようにも

思われる（三宅長兵衛（一九五九）、庄司浩（一九七七）も安倍氏を被害的にみる）。都から遠く離れているのを良いことに、頼義が安倍氏に法外な要求を突き付けておいて、それを拒否したら反乱と決めつけ、鎮守府將軍の職を朝廷に願い出て勝ち取ったのかもしれない。ただし、ここまではまだ軍事的衝突ではなく、政治的交渉の段階だと考えられる。

ここで視点を変えて、頼義の陸奥守としての任期を考えてみる。陸奥守の任期を五年とすると、永承六年（一〇五一）を一年目として、天喜三年（一〇五五）が最終年ということになる。前節で検討したように、翌天喜四年八月十日には、源頼義と安倍頼時の合戦が起こっている。そして、この同じ天喜四年の春に高階経重の辞任、その年の暮れには藤原良綱の辞任があつて、この年は正式な陸奥守不在の一年間であつたろうと考えられる（野中（二〇一六b））。頼義が安倍頼時との合戦のさなかであるのだから、高階経重や藤原良綱が尻込みするのは当然だろう。頼義は「前陸奥守」の資格で陸奥国府に留まり続けたのだろう（新任国司が下向してくるまでという名目で）。『今昔』前九年話に、「何況や、守任既二滿タリ。上ラム日近シ」とあるように、陸奥守の任期はけつして有名無実化していない。そしてまた、任期の最終年は、とくに意識されていたこと

も窺える。五年任期の最終年である天喜三年は——翌年は事実として合戦が起こっていることも考え合わせて——源頼義と安倍頼時との間に何らかの衝突が起こった年であったと推測するのが妥当だろう。すると、先に天喜四年～五年の「二年間の紛争であることはほぼ間違いないと思われ」と述べたが、それを一部修正して、天喜三年～五年の三年間の交戦状態と考えたほうがよいのではないだろうか。一年目は合戦のみ、二年目は頼時の負傷、三年目は頼時の死去ということである。一年目は勝敗が付くほどの合戦には発展しなかったので、記録に残らなかったと推測しておく。

このように前から後ろからと狭めて考えていくと、残るは天喜二年のみとなる。天喜元年に頼義が鎮守府將軍に任じられて安倍氏にたいする締め付けを強化し、天喜二年に緊張状態が高まり、天喜三年からの三年戦争に至ったと考えるのが自然な流れだろう。

『陸奥話記』の語る阿久利川事件がどれほど真実を伝えているのかは不明だが、頼義の任期満了である天喜三年の事件であることはまず間違いない（『陸奥話記』からも『今昔』前九年話からも）。ゆえに、編纂史料からは天喜四年～五年の合戦の事実しか窺えないが、『陸奥話記』や『今昔』前九年話を合わ

せ考えてみても、天喜三年から同五年にかけての三年間の合戦だと考えてよいだろう。

『陸奥話記』の語る阿久利川事件の経緯を信じれば、偶発的に合戦が始まったかのようにみえるが、それは虚構だろう。その根拠は、天喜元年の頼義の任鎮守府將軍である。流れからみて、徐々に緊張が高まる方向に向かっていたと考えたほうがよいのではないか。『陸奥話記』が偶発的な合戦勃発であるかのような虚構をほどこしたのは、源頼義の強引さを際立たせるためだろう。源頼義の英雄化が図られているというのは表面的な読みであって、『陸奥話記』はけっしてそのような物語ではない（野中（二〇一六 a b））。

以上を簡単にまとめると、永承六年～天喜五年の七年間の経緯は、次のようになる。

永承六年（一〇五二）…源頼義の任陸奥守。これ以前に安

倍氏と前守との間にどの程度の摩擦があったかは不明。

永承七年（一〇五三）…大赦によって安倍頼良が頼時と改名するなど良好な関係か。

天喜元年（一〇五三）…源頼義が鎮守府將軍を兼任。安倍

氏にたいする締め付けを強めたか。

討)の国解が発せられた。

天喜二年(一〇五四) ……安倍氏が反発するなどして、緊張状態が高まったか。

## 五 諸史料個々のテキスト・クリティーク

天喜三年(一〇五五) ……源頼義の任期最終年。『陸奥話記』の語る阿久利川事件そのものではないにしても、なんらかの軍事的な小競り合いが起ったか。

天喜四年(一〇五六) ……高階経重、藤原良綱の相次ぐ陸奥守辞任。この年の八月三日の合戦で安倍頼時が負傷(致命傷か後遺障害の残る傷)。

天喜五年(一〇五七) ……源頼義、陸奥守に「更任」される(『百練抄』)。五月か六月ごろに頼

義から安倍氏追討の官符を申請したか。この年の七月二十六日に安倍頼時が鳥海柵で死去。安倍氏追討の官符が八月十日に都を出て陸奥国府に到着する以前の八月二十日に、陸奥国府から頼時死去(追

十一点の史料に混乱があると述べたが、じつは個別に文脈を追うような読み方をすると、きちんと二年間の展開を追うことのできる史料もあるし、そうでない史料もある。この節では、前節までの検討結果を踏まえて、個別にどの部分がどのように濁っているのかを指摘する。以下の引用部分のうち、アミカケ部分が錯誤とみられるところである。また、各引用部分の冒頭の丸数字①～⑪は、前掲表1の丸数字と対応している。

### 1 『百練抄』

まず、『百練抄』から検討する。『百練抄』の安倍頼時追討関係は、次の三か条である。

③諸卿、前陸奥守源頼義、俘囚頼時と合戦の間の事を定め申す。(天喜四年十二月十七日条)

④源頼義、更に陸奥守に任ず。征夷の為なり。陸奥守良綱、兵部大輔に遷任す。(天喜四年十二月二十九日条)

⑩ 諸卿、陸奥守頼義の言上せし「俘囚安倍頼時、去んぬる

七月廿六日合戦の間、矢に中りて死去せし事」を定め申

す。官使を遣はして実否を実検せらるべしと云々。(天

喜五年九月二十二日条)

『百練抄』の流れによると、天喜四年十二月十七日の時点で、源頼義と安倍頼時が「合戦」して(頼時死去のニュアンスはない)、朝廷がその妥当性について審議している。それから十二日後の同年十二月二十九日条で「征夷の為」に源頼義を「更任」した「征夷」とは、貞任ではなく頼時が対象なのだろう。次の「七月廿六日」の日付から見ても、十二月十七日に安倍頼時の追討が完了し、同二十九日の「征夷」が貞任らの余党を意味したとは考えにくい。天喜四年十二月の段階で、頼時はまだ生きていたということである。

また、ここに「征夷の為」とあるが、それが安倍氏追討(滅亡に追いこむことも辞さない)を意味するものまでは考えにくい。なぜならば、翌年の八月十日によくそのことが審議されているからである(⑥『扶桑略記』、⑦『帝王編年記』)。こ

こはまだ、奥六郡の秩序を回復し、徴税を円滑にするという意味だろう。陸奥守という職務の性質から考えても、「更任」(更に任ず)と「征夷」という語の間には乖離を認めざるを得な

い。後次的なフィルターによって、強めの表現がなされたのだろう。

『百練抄』の三か条の中でもう一つ不自然なのは、天喜五年九月二十二日条の「アミカケ部分」である。頼時が「七月廿六日」に「死去」したのはたしかだとしても、この日に「合戦」があったとか、「矢に中」ったという点が不審である。後述の②『帝王編年記』や⑤『諸道勘文』からみても、安倍頼時が「矢に中」った「合戦」は、天喜四年の八月三日ではないだろうか。『百練抄』の不自然なところはそこだけで、それも二年間の出来事を同一時期のこととして概括化しようとした記録が混入した程度の錯誤だと考えられる。

## 2 『十三代要略』

『百練抄』に近い認識を見せているのが、『十三代要略』である。次の二か条ある。

① (天喜) 四年…(中略)…八月三日、陸奥守源頼義、俘囚安倍頼時と合戦す。頼時、敗る。

⑧ (天喜五年)…(中略)…八月廿日、陸奥解状に云はく、「俘囚頼時、官符に依て殺戮す」と云々。

このように、天喜四年の段階では、源頼義と安倍頼時がただ合戦し（追討とは表現しない）、安倍頼時が「敗る」とあるだけで、死去したわけではない。翌天喜五年になると「官符」という公認を得て、源頼義が安倍頼時を追討したことになっている。合戦の日付「八月三日」については⑤『諸道勘文』と一致しており（「年」がずれているが）、頼時追討の報告をした「八月廿日」についても、頼時死去が「七月廿六日」（『百練抄』だとすれば、合理的である。『十三代要略』には、まったく錯誤がないとみる（「官符に依て」の表現は史料上の錯誤か）。

### 3 『諸道勘文』

意外にも、『諸道勘文』長治三年三月四日条に載せる記事は、『百練抄』や『十三代要略』に近いものかもしれない。『諸道勘文』は、頼時追討にかんしては一か条のみである。

⑤同（天喜）五年八月三日、陸奥守源頼義朝臣、俘囚頼時と合戦し、官軍、力を得て、凶賊、傷有り。

『奥州藤原史料』は『諸道勘文』の「八月三日」に「九月二日」と傍記して⑨『扶桑略記』による修訂を試みようとしているが、「八月三日」は『十三代要略』の天喜四年条と同じ

日付なので、おそらく誤りではなく、天喜五年のこととせずに同四年のことと直すべきなのだろう（先述）。なぜならば、「傷有り」の表現も、『十三代要略』の「頼時、敗る」と等質的だからである（死去や討ち死にはないという点で）。天喜四年の時点で源頼義を「官軍」、安倍頼時を「凶賊」と決めつける表現（アミカケ部分）は後世の認識が覆いかぶさったためと言わざるを得ないが、それ以外のところでは実相に近いように見える。「八月三日」が無意味な日付でないとすれば、安倍頼時は天喜四年「八月三日」の戦いで負傷し（⑩『百練抄』の「矢に中りて死去せし事」、その傷が元で翌年の七月二十六日に死去したというのが実相だった可能性が高い。それが陸奥国の解状によって、「官符に依て殺戮す」などと強く表現されるに至ったのだろう。さしたる手柄とは言えないものを、源頼義が手柄に仕立てた可能性は低い。前年である天喜四年に都に向けて発信・拡散してしまった報告書の「頼時、敗る」「傷有り」の表現が都に伝えられていることから、事実を隠蔽しきれられるようなものではなかったのではないか。

4 『扶桑略記』

『扶桑略記』の記事には、混乱を生じているという点においても、また恣意的操作が入っているという点においても、問題がある。<sup>④</sup>

⑥ 前陸奥守源頼義、俘囚安倍頼時を襲討する間、東山・東海両道の諸国に官符を給ひ、兵糧を運び充たすべき事、公卿、定め申す。又、官使の太政官の史生紀成任・左弁官の史生惟宗資行等を下し遣はす。(天喜五年八月十日条)

⑨ 鎮守府將軍源頼義、俘囚安倍頼時と合戦の間、頼時、流れ矢の中る所と為り、鳥海柵に還りて死し了ぬ。但し、余党、未だ服せず、仍て重ねて国解を進り、官符を賜りて、諸国の兵士を徵発し、兼ねて兵糧を納め、悉く余党を誅せんことを請ふ。(天喜五年九月二日条)

『扶桑略記』には天喜四年の記事はなく、二か条とも天喜五年のこととなっている。天喜五年「八月十日」の時点で源頼義に兵糧を集中せよとの官符が下され、「九月二日」に安倍頼時死去の報が入っているのは、日付の間隔が短すぎるが、先述の

ように行き違いだろう。「八月十日」に「官符」が出されている点については、⑧『十三代要略』の「八月廿日」とも矛盾せず、問題なしとみる。

九月二日条についても、源頼義と安倍頼時の「合戦」や頼時が「流れ矢の中る所と為」ったことをこの年のこととする点(「アミカケ部分」)は問題がある(概括化が起きたとみる)が、「鳥海柵に還りて死」んだのは事実だろう。「但し、余党、未だ服せず」以下の傍線部については、源頼義がそれを申請したところまでは事実とみるか(朝廷がそれを許したかどうかは別として)、それさえも虚構とみるか、問題の残るところである。

5 『帝王編年記』

『帝王編年記』は、『扶桑略記』に近い。次の三か条ある。

② 前陸奥守兼鎮守府將軍源頼義、安倍頼時を追討すべき由、官旨を下され合戦す。(天喜四年八月三日条)

⑦ 前陸奥守頼義、頼時を追討すべき由、官符を下さる。(天喜五年八月十日条)

⑩ 合戦。頼時、流れ矢に中りて死す。余党、未だ散せず。(天喜五年九月二日条)

天喜四年「八月三日」の条にはただ「合戦」とあって、頼時の討ち死にまで書かれていない。そこまでは良いが、この時点で早くも「追討」の「宣旨」が出てしまっているところ（アミカケ部分）は、後次的な認識が覆いかぶさっているのだろう。天喜五年八月十日条で頼時追討の宣旨が出されたとする点は、⑧『十三代要略』の「八月廿日」条と矛盾しない。したがって、天喜五年「九月二日」条は、⑨『扶桑略記』と同じく問題なしとみて良いだろう。

## 六 おわりに

安倍頼時追討にかんする十一の史料をもとにその真相を復元し（第三節）、前節では再び十一の史資料にそれをフィードバックして、どこにどのような性質の錯誤が生じているとみることができるとまでテキスト・クリティークというかたちで明示した。従来は、ともすれば研究者の歴史像（先入観）が先立ち、史料群から自らの歴史像に都合の良いものを選び、都合の悪いものはたんに「信頼のおけない史料」などと称して遠ざける傾向が強かった。それは、恣意的な史料操作というべきものだろう。本稿で気をつけたのは、まさにそこである。史料の

一部を修正しなければ他の史料との整合がとれない場合に限り、最小限の修正が許されるべきものだろう。前節でアミカケを施した箇所はわずかに六か所（「官軍：凶賊」のセットで一か所と数える）で、しかもその六か所は、

(1) 二年間のことを最後の一年間にまとめてしまう概括化意識によるもの(⑨⑩および⑤の「同五年」)

(2) 安倍氏を凶悪と決めつける後次的フィルターの通過によるもの(②④および⑤の「官軍：凶賊」)

の二種類に整理できる。錯誤の原因についても、シンプルに説明できたということである。研究者が、自らの主観に基づいて史料の解説を行っているのは、いつまでも水掛け論から脱することはできないのではないだろうか。

さて、源頼義陸奥守着任の永承六年（一〇五二）から安倍頼時死去の天喜五年（一〇五七）にいたる七年間の歴史像を、おぼろげながら復元した。『国史大辞典』「安倍頼時」の項（板橋源執筆）でも、すでにこの追討戦を二年間のこととして「天喜四年（一〇五六）ついに戦端が開かれ、前九年の役が本格化した。翌五年七月、頼時みずから奥地の夷族を味方に誘うべく説得に赴き、流れ矢にあたり、鳥海柵まで還って死んだ」と説いているので、本稿で述べたことにさしたる新味はない。ただ

し、天喜二年・三年の動向についての補足や、「流れ矢」の戦いが一年目であったと修正することができた。頼時死去と太政官符の行き違いについても、合理的な説明をなした。康平七年『頼義奏状』や頼義の陸奥守の任期も勘案して、すべてに矛盾の生じないような説明が可能になった。

次なる課題は、想定される歴史の実像をもとに『陸奥話記』の虚構性の質を考えることである。単純な虚実論（虚構か実像かの二元論、あるいは虚構部分をはがすと実像にたどりつくとする論）に留めることなく、物語の側がどのような意図をもつて、どのような種類（性質）の虚構をほどこしているのかを考える必要があるだろう。

注

(1) 実際には二度目の合戦はなかったとして、都への報告では⑨⑩⑪のようにそれがあったかのように作作的に報告したか、あるいは編集・転写の過程で無意識的に概括化がなされたのか、という問題がある。頼義から太政官に向けて発せられた国解で、昨年八月三日の合戦で負傷していた安倍頼時が、今年七月二十六日に鳥海柵で死去した。などと報告していたのが、後続史料の概括化の意識によって、『百練抄』「倅囚安倍頼時、去んぬる七月廿六日合戦の間、矢に中りて死去せし事」のような伝わりかたをしたのかもしれない。現実には①「敗る」や⑤「傷有り」のような記録も都に届いているのであるから、頼義自身による

隠蔽・捏造説は成り立たないのではあるまいか。そう考えると、史料上の錯誤説（概括化説）を探ることになる。

(2) 「鉦屋・仁土呂志・宇曾利」については、むつ市田名部町・二戸市似鳥・むつ市恐山周辺の説を、それぞれ仮に推しておく。現在のむつ市内の地名が二か所、二戸市は南に大きく離れているように見える。『陸奥話記』の文脈では北の安倍富忠らと南の源頼義が奥六郡を挟み撃ちにするのであるから、現在の二戸市は奥六郡の北に近接している蓋然性が高い。一方で、「宇曾利」をむつ市恐山周辺とする説は、現在も「宇曾利」の地名が伝えられている点で、強い。この中から北奥三郡についての右の推定のうち修正が必要だとすれば、「鉦屋」の位置だろう。北の「宇曾利」と南の「仁土呂志」の中間的なところで「鉦屋」を想定したいところである。そうすると、現在の八戸市から和田市あたりで考えることになる。いずれにしても、現在の盛岡市から見て北から北東にかけての地域である。

(3) 『陸奥話記』のこの記述に一定の史実が含まれているものと考えた場合、安倍頼時が負傷の身で北奥の安倍富忠のもとへ説得のために赴いたとは考えにくい。この観点からも、頼時が富忠のもとに向かったのは一年目のことであったと考えたい。

(4) この二種類の史実離れは、区別しておくべきである。表現主体の仕組んだ捏造性・虚構性ゆえの史実離れと、時間経過に伴う史料の低劣化（誤字・脱字や概括化による錯誤）を混同してはならない。合戦の同時代に、事実とは異なるメッセージを発信しようとする動きもあるのだ。

文献

庄司浩（一九七七）「阿久利河の変——源頼義挑発説について——」『軍事史学』13巻3号

野中哲照(二〇一四)『陸奥話記』と『今昔物語集』前九年話の先後関係」『鹿児島国際大学院学術論集』第6集

野中哲照(二〇一五)『陸奥話記』の原型としての『奥州合戦記』

「鹿児島国際大学国際化学部論集」15巻4号

野中哲照(二〇一六a)『陸奥話記』形成の最終段階——その前景化と

韜晦の方法をめぐって——」『國學院大學紀要』54号

野中哲照(二〇一六b)『陸奥話記』の高階経重問題」『國學院雜誌』

117巻2号

野中哲照(二〇一六c)『陸奥話記』形成期における源氏寄りプロバガ

ンダの存在——康平七年『頼義奏状』『義家奏状』の虚実——」『日本

文学論究』75号

三宅長兵衛(一九五九)『前九年の役』の再検討——安部頼時反乱説を

めぐって——」『日本史研究』43号

使用テキスト

『諸道勘文』：群書類従26輯(統群書類従完成会、一九六〇)

『十三代要略』：統群書類従29輯上(統群書類従完成会、一九五七)

『百練抄』『扶桑略記』『帝王編年記』：新訂増補国史大系(吉川弘文館、

一九二九・一九三二・一九三三・一九三三)

『陸奥話記』：新編日本古典文学全集(小学館、二〇〇二)

『今昔物語集』：新日本古典文学大系(岩波書店、一九九四・一九九二)

※漢文体史料については、わたくしに訓読して示した。